

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

(年度計画)

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理体制のスリム化及び支所業務の合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。

また、管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務の繁忙状況や地域特性等を勘案し、利用者サービスの確保の観点を踏まえつつ、支所の職員配置を見直し、一層効率的な業務体制の構築を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

○ 顧客ニーズに対応した業務体制の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、平成20年度においては新たに13人を削減し、平成18年度末比で14.4%の削減を行った。

・平成18年度末	194人
・平成19年度末	179人(△15人)
・平成20年度末	166人(△13人、累計△28人)
削減率	14.4%

○ 顧客ニーズにより的確に答えるため、支所間の連携強化により、業務の繁閑に対応した要員の弾力的運用を実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、業務の集約化や効率化により、主管支所及び支所ごとの業務実態に応じた職員配置を行う等、組織運営の効率化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

(年度計画)

- ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 組織の活性化を図るため、産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図ることとした。
- 新たな事業展開に対応するため、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を確保し、職員の資質向上を図る。
- 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、より適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、機構職員としての使命を積極的に果たせる環境作りを推進する。
- 研修の充実を図り、職員の資質向上を図る。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

- 産業カウンセラーの資格取得者14名を新たにカウンセラーとして指名し、全国的に適性診断業務に従事する職員について、121人の有資格者を配置し、職員の積極的な活用を図った。
職員資質の向上を図る観点から、専門的知見を有する者1名（実務経験を有する社会福祉士）を採用した。
- 職員の安全対策に係る専門的知識の習得を目的として、新たに地方運輸局（自動車運送事業者の監査等を担当する部門）との人事交流を実施した。（3箇所、3人）
- 引き続き勤務評価制度を適正に運用し、勤勉手当及び定期昇給の判定に際し、評価結果を反映させた。

○ 各研修制度の実施

(1) 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 指導講習業務のうち、「自動車運転者の適性管理に関すること」や「事件事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議」等について講義することができる

※¹ 第Ⅲ種指導講習講師を育成するため、5人に対して第Ⅲ種指導講習講師育成研修を実施した。

- ※¹ 第Ⅲ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の一部について講義できる講師
第Ⅱ種指導講習講師：（基礎、一般）講習の大半と特別講習の全てについて講義できる講師
第Ⅰ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の全てについて講義できる講師

(2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ ※²指導主任者41人に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導講習の質の維持・向上を図った。また、同研修の研修カリキュラムを検討し、20年度は新たに※³バリエーションツリー法を取り入れるなど研修カリキュラムの充実を図った。
- ・ 初任診断や適齢診断などにおいてカウンセリングを実施することができる※²カウンセラーを育成するため、18人に対してカウンセラー研修を実施した。
- ・ カウンセラー16人に対して、カウンセラー教育訓練研修を実施し、適性診断技能の資質向上を図った。

- ※² カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者）
指導主任者：カウンセラーの指導を行う者（カウンセラーのうち研修修了後、部内試験合格者）
特別診断カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（指導主任者のうち部内試験合格者）

※³ ヒューマンエラー等の発生経緯をわかりやすく図示することを目的とした手法

(3) 安全マネジメント業務の展開に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を担当する職員62人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報知識の習得及び技能向上を図った。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを担当する職員72人に対して、コンサルティング担当者研修を実施し、コンサルティング手法の習得及び技術の向上を図った。

(4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 被害者援護業務を担当する9人に対して、新たに被害者援護業務研修を実施し、メディカルソーシャルワーカーを講師に招いて訪問支援サービスに関する専門的な知識の習得を図る等、資質の向上を図った。また、同研修で交通遺児等への生活資金の貸付の債権回収業務に関する債権回収マニュアルに基づく折衝方法、債権管理システムの活用及び具体的事例研究等の実務研修を実施した。
- ・ 階層別研修に係るカリキュラムの一環として、療護センターにおける意見交換を実施するなど、被害者の視点に立った業務を目指した取組みを行った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用及び研修の充実による職員の資質向上により人材の有効活用を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員に対して、NASVAのミッションや行動指針を示すとともに、NASVAの業務・組織運営等に関する今後の方向性を示した「NASVAWAY」を配付し、職員の意識の啓発を図っている。

(3) 業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

(年度計画)

ア 効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システムを既存機器の更新となる支所等（19支所）から順次導入を図ります。

また、運行管理者等指導講習業務においては、受講者管理業務の効率化のために講習受講総合システムの改善を検討します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

適性診断業務においては、従来の機器に比して小型・軽量化、導入コストの低減を図りつつ、インターネット通信網を利用しデータ回収等を実施することを可能とする新適性診断システムの開発を19年度に行ったことから、本年度は効果的に適性診断業務を推進するため、既存機器の更新となる支所等（19支所）から順次導入を図ることとした。

また、運行管理者等指導講習業務においては、業務の効率化を図るため、現行の運行管理者指導講習システムの操作性の向上や他支所との情報の共有化等に関して改善を検討することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

- 既存機器の更新となる、函館、釧路、旭川、福島、青森、山形、秋田、長野、富山、茨城、群馬、栃木、岐阜、福井、奈良、和歌山、鳥取、島根、佐賀の19支所に新適性診断システム（ナスバネット）を導入した。

ナスバネットの導入により、1台のPCで全ての診断項目の実施が可能となることから、業務の効率化や診断時間の短縮化が図られるとともに、機器導入のコスト低減、機器の小型化による省スペース化等、効果的な業務の推進、業務運営の効率化を図ることができた。

また、ナスバネットによる診断については、「受診場所の移動が少なく、診断時間が短縮され、ひとりで集中して受診できた。」、「画面が大きく、クリックする場所も分かりやすく、日常生活でパソコンを使用していないが、抵抗なく受診できた。」など受診者より好評を得ている。

【支所で診断を受けるドライバー】



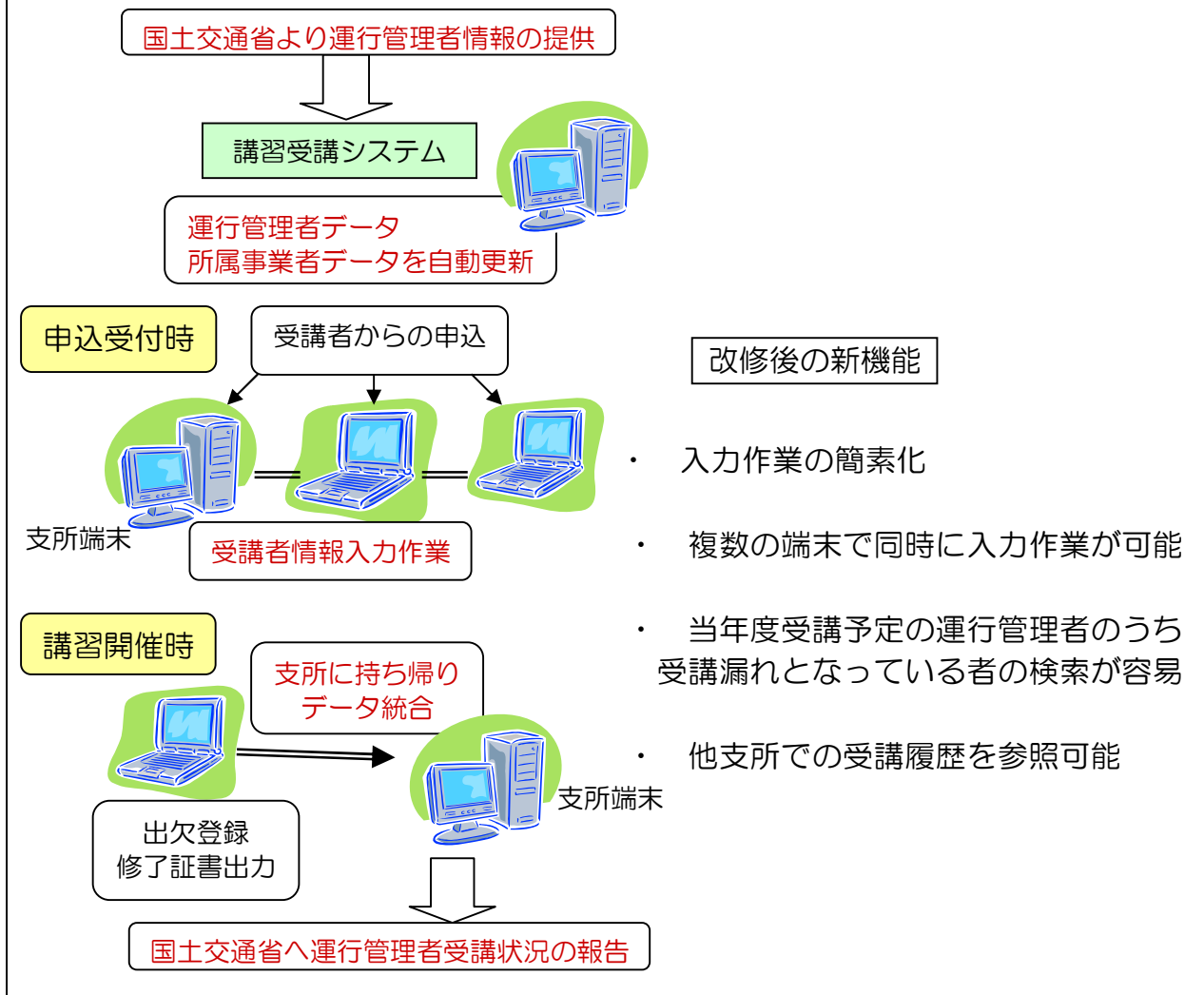
【模擬運転診断画面】



○運行管理者等指導講習業務の効率化を図るため、運行管理者指導講習総合システムの改善を検討した。

支所における端末をネットワーク化することにより入力された受講予約情報等の共有化を図り業務の効率化を図る。また、受講漏れを防止するために国土交通省から提供される運行管理者の選任情報と連動したシステム構築について検討。

【運行管理者指導講習総合システム改善イメージ】



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 平成21年度においては、ナスバネットを4主管支所及び11支所の合計15支所等に順次導入し効果的な診断業務を推進することとしている。
- ・ 指導講習業務における業務の効率化を図るために、講習総合システムの改善を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ナスバネットと現行の適性診断との比較



（中期目標）

ＩＴ化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において５０％以上とする。

（中期計画）

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的な PR 活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに 850 人（前中期目標期間の実績（３年間）の平均比 4％）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的に PR を行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに 11,300 人（前中期目標期間の実績（３年間）の平均比 5％）以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び 65 歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受講漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率について、中期目標期間の最終年度までに５０％以上に引き上げます。

（年度計画）

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等の PR を促進するとともに運輸局等と連携し、受講者、受診者の拡大を図ります。また、インターネットを活用した新適性診断システムの利用を促進し、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講じることにより、自己収入比率（平成 20 年度）について、45％以上に引き上げます。

（注 1）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）／総収入（＝総経費）

◎ 年度計画における目標設定の考え方

トップセールス等による PR の促進・強化を図り、受講者・受診者の拡大を目指すとともに、運輸局等との連携を強化し、一般講習、特別講習、初任・適齢・特定診断の受講漏れ、受診漏れをなくす。また、ナスバネットの利用を促進し、受診者の拡大を図ることにより、事業者の受診需要に適切に対応した受診機会を提供する。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

- 各事業者、各協会に対し、トップセールス等による受講・受診の促進等のPRを行った。
また、業界団体の主催する事故防止委員会等へ参加し、デモンストレーション、体験受診等を行い、ナスバネットの利用促進を図った。
- 受講・受診の実績は、任意の基礎講習の受講者は前年度に対して、12,702人増加し、47,438人、任意の一般・特別診断の受診者は前年度に対して、478人増加し、255,842人となった。

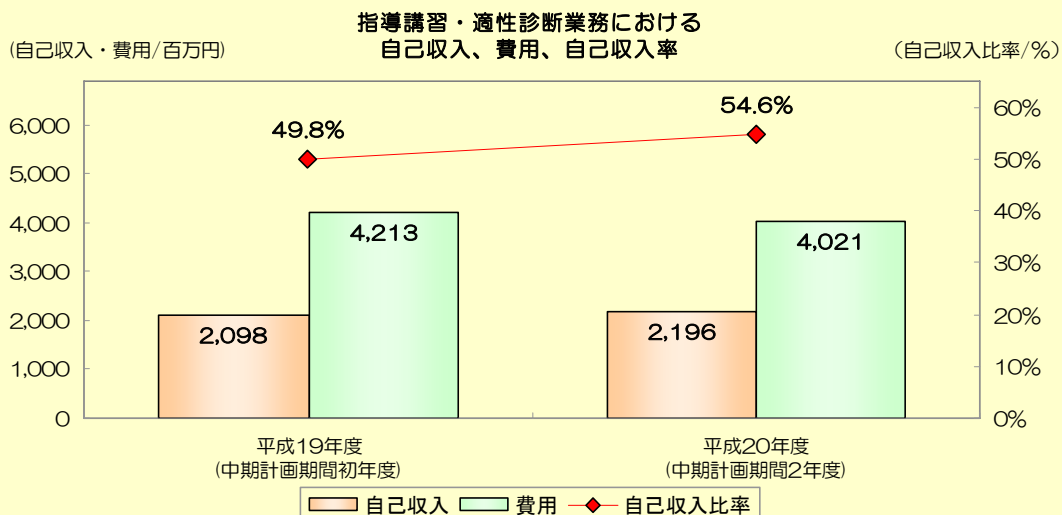
中期計画の達成状況				
	18年度実績 〔前中期計画期間 最終年度〕	中期計画目標値	19年度実績 〔中期計画期間 初年度〕	20年度実績 〔中期計画期間 2年度〕
基礎講習	23,149 人	23,999 人	34,736 人	47,438 人
一般・特別診断	252,031 人	263,331 人	255,364 人	255,842 人

(参考) 平成20年度 受講・受診実績			
講習全体	142,728 人	診断全体	430,459 人
基礎講習	47,438 人	一般・特別診断	255,842 人
一般講習	92,795 人	初任診断	135,566 人
特別講習	2,495 人	適齢診断	36,225 人
		特定診断	2,826 人

- 受講漏れ・受診漏れ対策のため、地方運輸局等と受講者・受診者情報や受講・受診漏れ対策の役割分担等について、綿密な情報交換等を行った。

NASVAにおいては、未受講者・未受診者に対し、郵便・FAX・電話等による受講・受診の案内を行った。

- トップセールス等による受講・受診の促進及び運輸規則等の改正に伴う運行管理者補助者制度の施行による基礎講習受講者数の伸びに適切に対応した結果、収入の増加が図られ、自己収入比率は前年度に対して、4.8%増となる54.6%（指導講習64.8%、適性診断50.0%）となった。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各主管支所及び支所において、自己収入比率向上のための数値目標を設定するとともに、その目標達成のための施策を実行することにより、さらなる自己収入比率の向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設の設置・運営

（中期目標）

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（中期計画）

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（年度計画）

② 療護施設の設置・運営

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース（注２）により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注２）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 年度計画における目標設定の考え方

医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

１）平成２０年度における取組み

平成２０年度の実績値について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

（１）運営経費の節減に対する取組み

運営経費については、千葉の医療費請求方法の変更（包括請求から出来高請求へ移行）、高度先進医療機器を活用した外部検査の実施等により、９７百万円の収入増となり努力が認められるものの、１８年度に新たに設置した千葉のＰＥＴの保守費用の新規計上（１９年度は無料）による４８百万円の支出増、岡山、中部における看護師の補充等により全体で１１４百万円の支出増等により、２０年度の運営経費は、１９年度より１７百万円増加し、０．８％上回った。

療護センターは遷延性意識障害者に対する治療及び看護を行う特殊性から一般病院とは異なるものの、今後とも、高度先進医療機器の活用が図られるよう努力しつつ、外部受託検査による増収及び外部委託費の縮減等の運営経費の節減に向けた方策を引き続き実施して、業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

遷延性意識障害者の治療・看護機会の医学的観点からの公平な確保とその拡充を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させるよう努めるとともに、入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とし、また、19年度に開設した北海道と九州での一般病院への委託による療養施設機能病床を20年度に倍増させることにより、さらに治療・看護機会の拡充を行うなど、患者への適切な治療・看護が行われていることが認められる。今後も引き続き患者への適切な治療・看護を行う必要がある。

なお、療養センター等の入院患者の治療改善度を評価するスケール（改善指標）として統一スコアを適用することを決定したことにより、改善指標によるデータの蓄積が更に進められることから、今後の療養センター等の治療・看護水準の向上のために、療養センター等の入院患者の治療改善度を公表していく必要がある。

また、療養センターにおいては、患者への適切な治療・看護を行うとともに、最新医療機器の導入・活用、患者家族への支援、地域医療への貢献等によりサービス水準の向上の努力が認められるものの、脱却者数が年度計画に届かなかったことから、今後も、脱却に向けての治療・看護等に努力してほしい。更に、療養センターの成果を在宅介護者・一般病院等に幅広く提供すること等業務の質の向上に向けた取組みを着実に実施していくことも重要である。

中部療養センターにおける岐阜大学等との連携大学院の実施を新たな取り組みとして行ったところであるが、脳神経科学分野等の高度医療専門家（医学博士）の育成等のため、院生に対する研究指導に期待するとともに、今後、療養センターの治療・研究の更なる推進や知見の普及促進等に寄与することを期待したい。

広報活動については、療養センターの三つ折りパンフレットを新たに作成し、イベント等での配布や福祉関係機関等の窓口等への常置を行うなど努力が認められる。また、17年度に制作した広報ビデオを引き続き活用し、事業者団体等へ上映を働きかける等の取組みが行われたが、今回、新たに療養センターの取り組みDVDを作成したことにより、今後は、短期入院協力病院等の医療関係者等に対し、療養センターにおける質の高い治療、看護技術、ノウハウを効率的、効果的に伝播していくことが望まれる。更に、医療関係者向けだけではなく、一般の方々に広くPRするための新たなDVDの作成等も考慮していく必要がある。

【「業績評価のための特別なタスクフォース」における審議の様子（H21.6.11）】



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

(年度計画)

イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

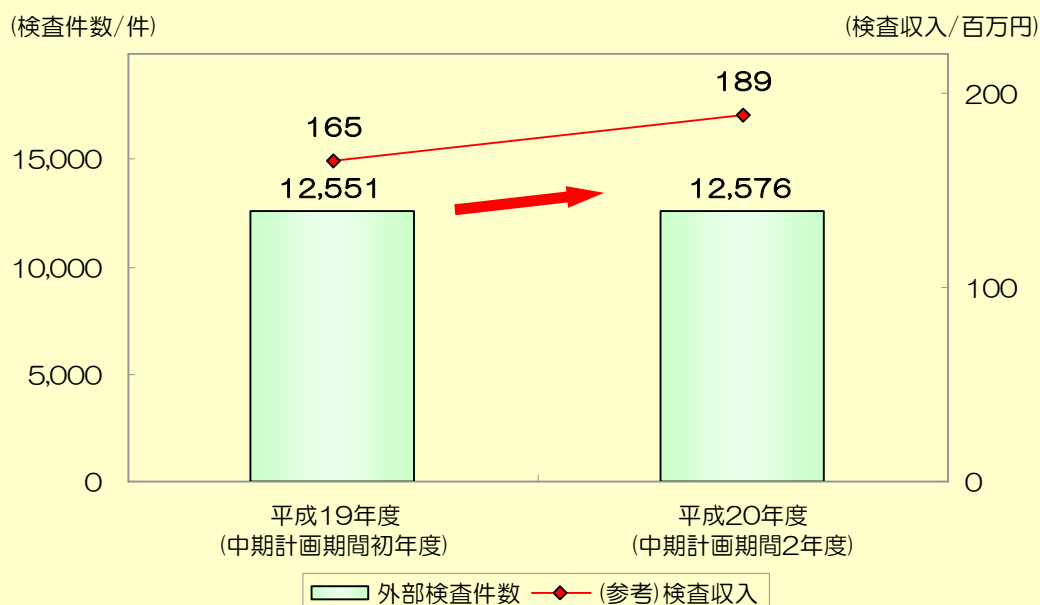
地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

◎ 実績値

1) 平成20年度における取組み

○ 各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、12,576件（対前年度比25件、0.2%増）の外部検査を受託し、1億8,900万円の収入を得た。

高度先進医療機器の外部検査実績



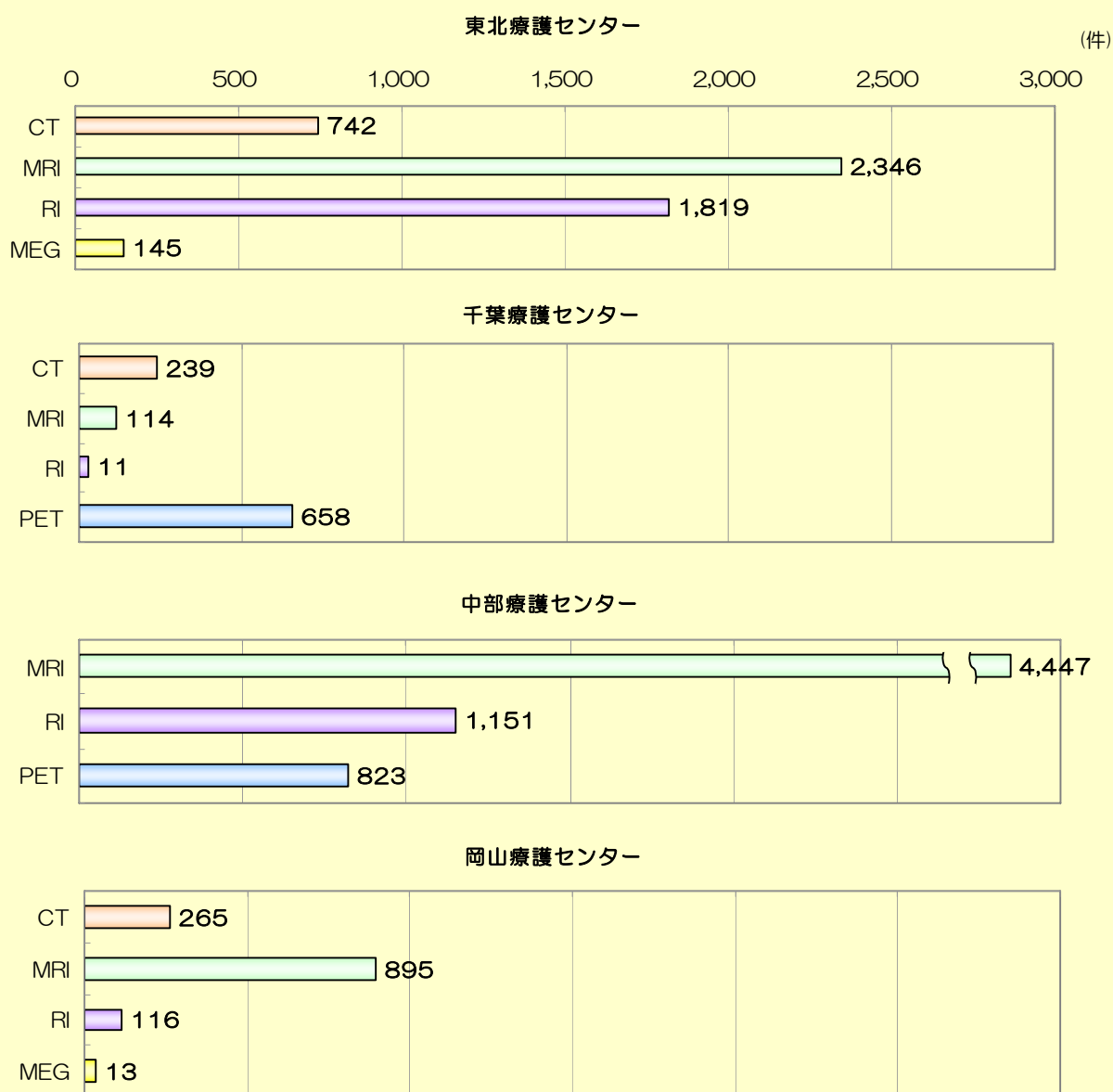
2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 療護センターごとの医療機器の活用実績について把握するとともに、機器の有効活用を図る観点から、特に実績の上がらない機器について、有効活用の推進を各療護センターに要請した。

各療護センターの医療機器の20年度活用実績



③ 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

(年度計画)

ア 債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 中期計画に基づき、統一的な債権回収を実施するため、債権回収マニュアルを活用することとした。
- 債権回収経費については、債権回収マニュアルの活用による業務の効率化を進め、段階的に目標値を達成することとし、平成20年度においては、平成18年度比で20%程度に相当する額を削減することとし、下表のとおり削減率を見込んだ。

年間回収経費の削減率（計画）

年 度	19年度	20年度
削 減 率	8.1%	20%

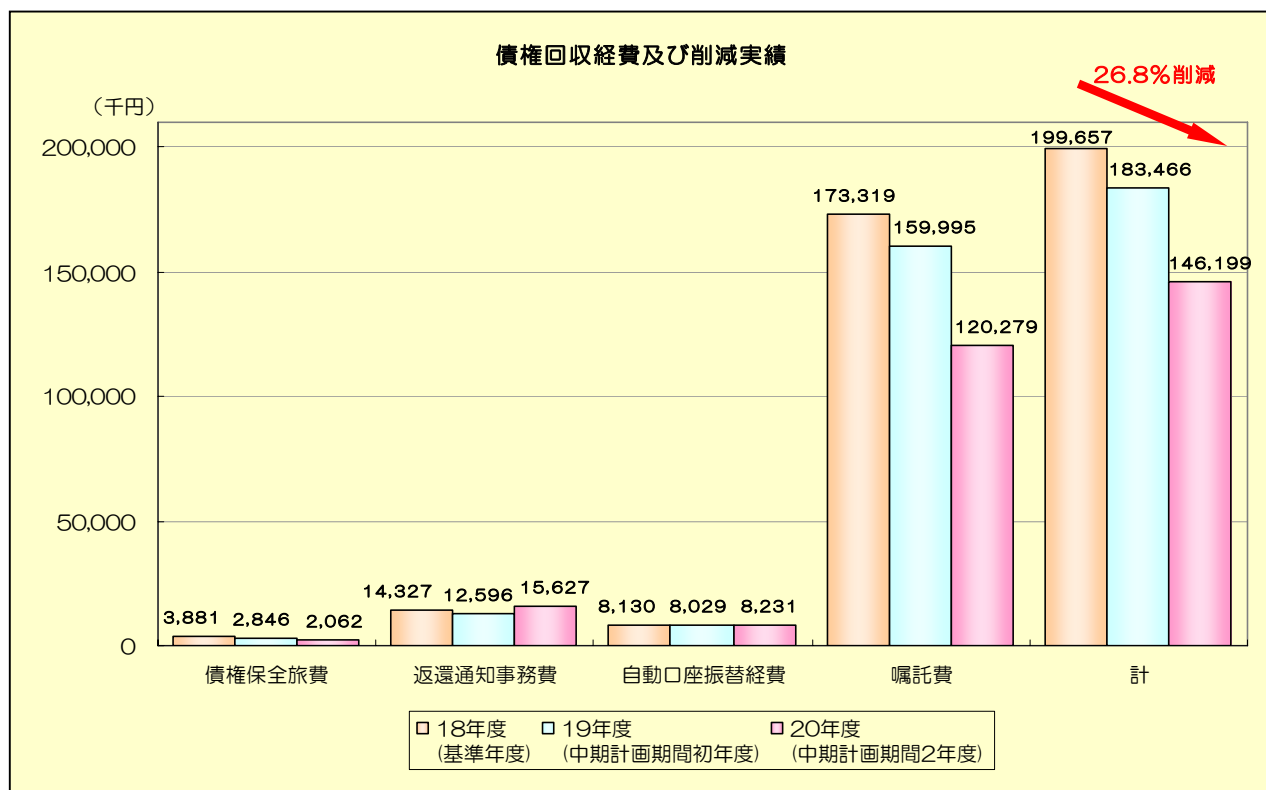
◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

○ 債権回収経費及び削減実績

債権回収の経費等に係るコスト要因については、債権回収のための訪問折衝等の旅費、債務者に対する通知等の事務費、返還金の自動口座引落のための経費及び事故対策事業推進員の嘱託費などであり、いずれもが、債権回収業務に必要不可欠なものである。

平成20年度は、事故対策事業推進員の主管支所への集約化に加え、計画的な債務者訪問折衝を行うなど債権回収業務の効率化を図ることにより、対18年度比計画の20%を上回る26.8%の経費を削減した。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても、引き続き効率的な業務運営を行い、債権管理規程等に基づく、効率的な債権回収を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

（中期計画）

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

（年度計画）

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画に基づき、債権管理規程の管理方法、債権管理マニュアルの活用により効果的な管理を行い、債権回収率を毎年度末に90%以上確保することとした。

◎ 実績値

1) 平成20年度における取組み

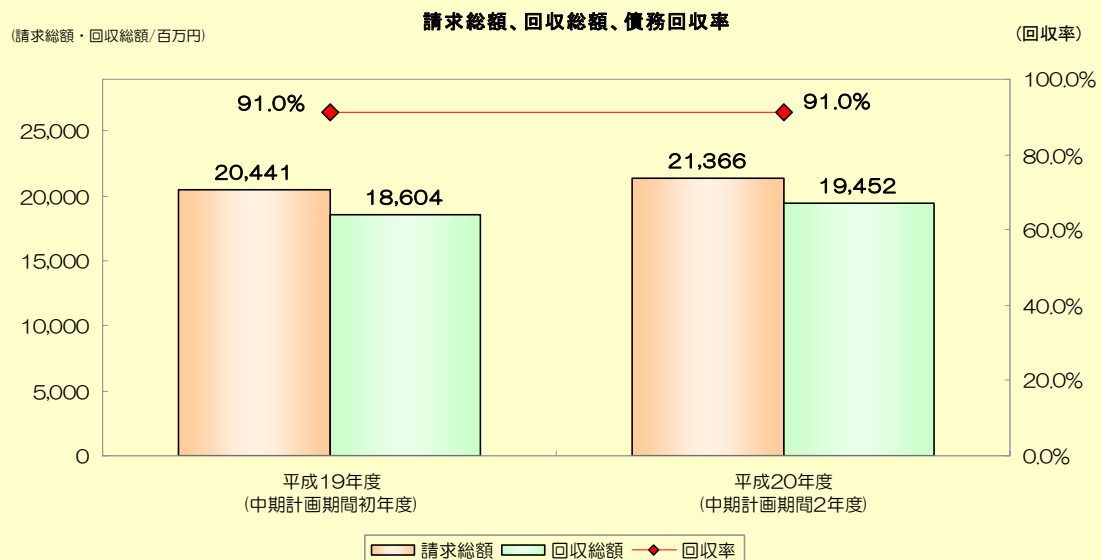
○ 債権回収率の実績

債権回収率

回収予定額（A）※1	回収額（B）※2	回収率（B÷A）
21,366百万円	19,452百万円	91.0%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額（請求総額）

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額
「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている



○ 効果的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく効果的な債権管理の実施

債権管理規程に基づき、債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、それぞれの管理方法に従い管理した。

(2) 債権回収マニュアルの活用

債権の効率的な回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することとし、状況に応じた回収方策を講じることとしている。個別債権の状況に応じて、統一的な債権回収の実施方法を示した債権回収マニュアルを活用し、効果的な回収を実施した。

また、平成20年11月には、主管支所担当職員に対して債権回収マニュアルに基づく折衝方法や債権管理システムの活用、具体的事例研究などの実務研修を実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

（中期計画）

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

（年度計画）

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み

- 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価

（単位：千円）

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	7,634,863	99.7%	7,611,958
貸倒懸念債権	4,975,602	56.0%	2,786,337
破産更生債権等	371,567	0%	0
合 計	12,982,032	80.1%	10,398,295

貸倒引当金

（単位：千円）

債権の区分※	債権残額 (a)	引当率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	7,634,863	0.3%	22,905
貸倒懸念債権	4,975,602	44.0%	2,189,265
破産更生債権等	371,567	100%	371,567
合 計	12,982,032	19.9%	2,583,737

※ 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても、引き続き債権管理委員会において、適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権残額の推移（債権区分別）

（単位：百万円）

	一般債権 (①)	貸倒懸念 債権 (②)	破産更生 債権等 (③)	合計 (④=①+②+③)	貸倒懸念債権、 破産更生債権等 計 (⑤=②+③)	債権残額に占める 貸倒懸念債権、 破産更生債権等の割合 (⑤/④)	対前年度 増減 ポイント
平成19年度	8,424	4,874	385	13,683	5,259	38.4%	3.3
平成20年度	7,635	4,976	372	12,982	5,348	41.2%	2.8

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。

平成20年度において、一般債権から不良債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に分類換えとなった204件について、その理由が判明しているものは120件となっており、内訳としては「無職・失業」25件、「低所得」11件、「パート・アルバイト」10件など安定した雇用が確保できないため返還金を滞納しているものが46件、「生活保護受給、非課税者等」20件、「多重債務等」19件、「病気・身体障害等」10件などの理由により返還金を滞納しているものが57件となっている。また、「破産、連帯保証人の死亡等」により分類換えとなったものが17件である。その他は不在や回答無しのため滞納理由が不明なものが84件となっている。

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の解消に向けた取組み

不良債権が増加している実態に鑑み、平成20年度より全主管支所に被害者援護担当マネージャーを配置し、一層の債権管理体制の拡充を図った。

また、併せて滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別の債権の状況に応じた統一的な取り扱いである「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図るため、新たに研修を被害者援護担当マネージャーに対して実施し、債権回収実績の向上を図ることとしている。

④ 業務全般

（中期目標）

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。

（中期計画）

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

（年度計画）

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の2%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の1%程度に相当する額を削減します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P. 101 参照）における効率化係数（一般管理費0.98／年、業務経費0.99／年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の2%程度、業務経費については対前年度予算の1%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

年 度	一般管理費	業務経費
平成19年度	対前年度予算の7%削減	対前年度予算の7%削減
平成20年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減
平成21年度	対前年度予算の5%削減	対前年度予算の4%削減
平成22年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減
平成23年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減

（注）平成21年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ3%が上乗せされている。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み（実績値）

（1）一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

平成20年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲2%程度削減）を上回る経費削減（▲13.1%）を達成

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成20年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
▲ 8百万円	▲ 50百万円	▲ 13.1%
削減目標額 ▲ 8百万円 = 前年度予算額 382百万円 × 削減目標率 ▲ 2%	削減実績額 ▲ 50百万円 = 平成20年度決算額 332百万円 - 前年度予算額 382百万円	対前年度予算比 ▲ 13.1% = 削減実績額 ▲50百万円 ÷ 前年度予算額 382百万円

（参 考）

平成20年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

（単位：百万円）

区 分	基 準 (平成19年度 予 算 額) (A)	平成20年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	382	374	332	▲ 8	▲50	42
特殊要因等経費	788	788	792	0	4	▲4
合 計	1,170	1,162	1,124	▲ 8	▲46	38

※1 特殊要因等経費 … 公租公課、事務所等借料

※2 特殊要因等経費の平成20年度決算額が予算額を上回った理由 …手数料収入の増加に伴う消費税及び地方消費税の増加（+11百万円）

(2) 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

平成20年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲4.7%程度削減）を上回る経費削減（▲17.0%）を達成

なお、平成20年度削減実績額のうち327百万円は、療護センターの運営経費について、入院率(平均92%)に応じて削減した経費（看護師等の人件費等）の額及び医業等収入の増加に伴う運営委託費の減少額であり、この額を除いた削減実績額は、▲539百万円（対前年度予算比▲10.6%）となっている。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成20年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
▲240百万円	▲866百万円	▲17.0%
削減目標額 ▲240百万円 = 前年度予算額 5,092百万円 × 削減目標率 ▲4.7%	削減実績額 ▲866百万円 = 平成20年度決算額 4,226百万円 - 前年度予算額 5,092百万円	対前年度予算比 ▲17.0% = 削減実績額 ▲866百万円 ÷ 前年度予算額 5,092百万円

(注) 削減目標率には、効率化係数による1%削減のほか、決算反映による削減及び整理合理化計画の反映による削減を含んでいる。

(参 考)

平成20年度業務経費（介護料を除く。）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成19年度 予 算 額 (A))	平成20年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	5,092	4,852	4,226	▲240	▲866	626
特殊要因等経費	177	329	268	152	91	61
合 計	5,269	5,181	4,494	▲88	▲775	687

※ 特殊要因等経費 … 「一般病院への委託経費」、「安全マネジメント支援経費」、「交通事故被害者ホットライン経費」

(参 考)

経 費 削 減 方 策

1. 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

- ① 既定経費の徹底した見直し
- ② 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
- ③ 予定価格の適正な設定
- ④ 随意契約の適正な運用
- ⑤ 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
- ⑥ 電話料料金の割引制度の活用
- ⑦ 事務用品の一括購入の推進
- ⑧ 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度等の活用）
- ⑨ 内部監査における随意契約の重点的監査
- ⑩ 節約キャンペーンの実施 等

2. 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、紙ベースでのものが必要かを検証し、できるだけ電子媒体化（ペーパーレス化）を図る。
- ・ 紙ベースのものが必要な場合は、両面・縮小コピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、サイボウズガルーンへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はサイボウズガルーン、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。
- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ OA機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

【事務所スペースの見直し】

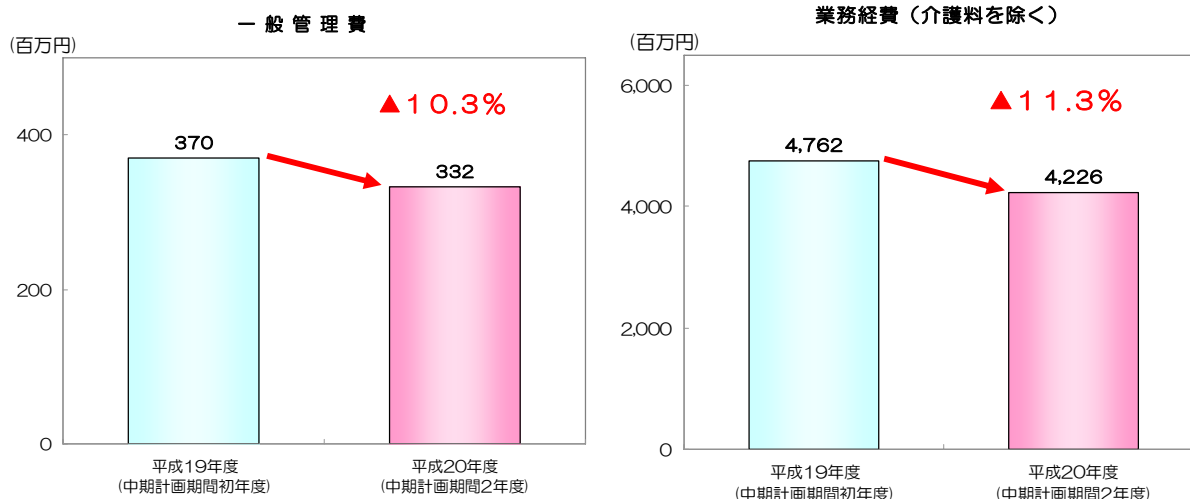
- ・ ナスバネット導入支所のレイアウト見直し及び事務室、倉庫等の余剰スペースのチェックによる賃貸料の削減

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成21年度）については、一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く。）について、平成21年度予算編成過程で決定された効率化係数（一般管理費0.95、業務経費0.96）に基づき、一般管理費については対前年度予算の5%程度、業務経費については対前年度予算の4%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く）決算額の推移



（中期目標）

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（中期計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

（年度計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

また、療護センターの警備・清掃等の施設の管理業務について、一般競争入札を導入します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

契約に関しては、中期計画に基づき、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

また、療護センターの警備・清掃等の施設の管理業務について、一般競争入札を導入することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成20年度における取組み（実績値）

○ 契約件数及び契約金額の状況

① 一般競争入札の状況

平成20年度は、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と同額であったが、入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、80件と大幅に増加（45件増）した。

② 競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成20年度は、企画競争に加えて公募を導入したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、34件と大幅に増加（20件増）し、契約金額で平成18年度実績1.4億円に比べ、7.0億円と大幅に増加（5.6億円増）した。

③ 競争性のない随意契約

平成20年度は、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、89件と大幅に減少（54件減）し、契約金額で36.9億円に比べ、30.7億円と減少（6.2億円減）した。

区 分		平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0
	競争性のない随意契約	143	36.9	111	34.1	89	30.6
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

「平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20年度上期に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」をホームページに掲載するとともに、一般競争入札落札結果及び随意契約の公表様式を改善する等、情報公開の充実を図った。

○ 療護センターの警備・清掃等の施設の管理業務について一般競争入札を導入

これまで、療護センターの警備・清掃等の施設管理業務に係る業者の選定は、運営委託先に委ねていたが、警備・清掃等の施設管理業務のうちセンター運営に支障がないと認められるものについて、機構が直接一般競争入札により業者の選定を行うこととし、平成20年7月に入札公告を行い、8月に入札を実施した。

2) 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成20年度においては、監事監査については本部他20支所（4主管支所及び16支所）、会計監査人については本部他3主管支所の監査を実施している。

なお、監事による監査対象先は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査対象先は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(要請)」(平成19年12月5日 国自総第334号)による要請を受けて、前年度に引き続き平成20年12月の監事監査において、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に従い、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について監査が行われた結果、「今年度、療護センターの清掃等の業務を競争入札とするなど、真にやむを得ないもの(事務所51ヶ所の賃貸契約等)を除き、競争性のある契約に移行したことが認められる。今後とも、参加者の範囲が必要以上に制限されない様配慮されたい。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

3) 中期計画達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成21年度）については、引き続き契約に関し国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月）に基づき、一般競争入札や契約方法の見直しをより一層推進すると共に、情報公開の更なる充実により、競争性及び透明性の確保を図る。

【参 考】随意契約見直し計画について（平成19年12月策定）（抄）

平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約が真にやむを得ないものを除き、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

区 分		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）				(9%) 14	(4%) 1.7
一般競争入札等	競争入札			(22%) 35	(18%) 7.0
	企画競争等	(9%) 14	(4%) 1.4	(20%) 32	(14%) 5.2
随意契約		(91%) 147	(96%) 36.9	(50%) 80	(64%) 24.4
合 計		(100%) 161	(100%) 38.3	(100%) 161	(100%) 38.3

（注1）平成18年度実績及び見直し後の件数については、随意契約によらざるを得ないとしていたものについて、その一部の業務について見直した結果、競争入札への移行が可能となったことから、1つの契約であったものを2つの契約に分割して計上したものを含む

（注2）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

（注3）見直し後実績には19年度既実施分を含む

（注4）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 契約に係る規程類の整備状況

(1) 会計規程等の改正

会計規程の見直しを行い、契約に関して、し意的な運用を排除するため、随意契約の包括条項（「その他業務の運営上特に必要があるとき」）を削除すると共に、「複数事業年度にまたがる契約」の規定を追加した。（平成 20 年 12 月改正）

また、「参加者の有無を確認する公募」について、契約事務細則を改正し、規定を追加することで明確化した。（平成 21 年 3 月改正）

(2) 「企画競争」及び「参加者の有無を確認する公募」の要領の策定

「企画競争」及び「参加者の有無を確認する公募」を実施する場合の手続き等について、「企画競争実施要領」及び「参加者の有無を確認する公募実施要領」を平成 21 年 3 月策定（平成 21 年 4 月施行）した。

(3) 電子入札制度導入の是非についての検討

電子入札導入の是非について、当機構の入札実績件数、契約事務の実施体制、費用対効果等の観点から検討を行った結果、現状では電子入札を導入しないこととした。

2. 平成 20 年度の競争性のない随意契約 89 件の内訳

事務所賃貸借（本部及び 50 支所）	54 件	685 百万円
事務所清掃業務	4 件	9 百万円
療護センター等運営委託費	7 件	2,268 百万円
自動車アセスメント試験車両購入	21 件	89 百万円
19 年度財務諸表官報掲載料	1 件	2 百万円
安全マネジメントセミナー会場借料	1 件	2 百万円
会計監査人との監査契約（主務大臣が選任）	1 件	6 百万円
合 計	89 件	3,062 百万円

※ 1. 金額は、四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない。

※ 2. 事務所賃貸借契約について

- ・ 東京主管支所は、貸主が 2 社
- ・ 大阪主管支所及び函館支所は、年度途中に貸主の変更有り。

3. 内部統制のための取り組み

平成 20 年 3 月 26 日「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」を定め、平成 20 年 4 月 1 日より施行。これまで内部監査の根拠となっていた「内部監査実施要領（平成 16 年 10 月 1 日）」は廃止した。

「会計内部監査実施細則」を制定することで、監査員の権限及び義務を明文化するとともに、監査結果の監事への報告等、監事との連携を強化することにより、チェック体制の強化を図ることとした。

4. 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1 千万円以上 3 千万円未満は理事決裁、3 千万円以上は理事長決裁）、更に 1 千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記3による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を20年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成20年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成20年度においては、高度先進医療機器2件を、総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行うこととしている。

なお、平成20年度においては、9件の企画競争を実施している。

5. 1者応札・1者応募に係る改善方策について

1者応札・1者応募に係る対策の一環として、平成21年2月より公告期間等の十分な確保（公告期間は、規定上は国と同様の10日間以上であるが、単純な物品購入等を除き、原則として20日間以上に設定）を図っている。

また、平成21年6月30日付けで、ホームページ上に「1者応札・1者応募に係る改善方策について」として、「公告期間等の十分な確保」「競争参加資格の緩和」「仕様書の見直し」「入札説明会の開催等」の改善方策を取りまとめて掲載している。

6. 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課している。

なお、これまで再委託のための書面が提出されたことはない。